

一般社団法人日本学校保健学会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本学会は、一般社団法人日本学校保健学会と称し、英文では **The Japanese Association of School Health** と表示し、略称は **JASH** (以下「本学会」という。) とする。

(主たる事務所)

第2条 本学会は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本学会は、学校保健に関する研究とその普及・発展を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本学会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 年次学会、講演会等の開催
- (2) 機関誌「学校保健研究」、英文学術雑誌「**School Health**」、その他の出版物の編集及び刊行
- (3) 共同研究等本会の目的を達成するために必要な研究事業
- (4) 地区学校保健学会その他関連諸学会との連絡・協力、情報の収集
- (5) 国際交流に関する事業
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 本学会の会員は、次の通りとする。

(1) 正会員

本学会の目的に賛同し、所定の入会金・会費を納入した個人

(2) 団体会員

本学会の目的に賛同し、所定の入会金・会費を納入した団体

(3) 名誉会員

本学会に対し功績顕著で総会の承認を得た者

(4) 賛助会員

本学会の目的に賛同し、別に定める年会費以上を納めて入会した個人及び団体

(入会)

第6条 正会員及び団体会員になろうとするものは、所定の入会金・会費を添えて、所定の入会申込書を提出しなければならない。

(名誉会員)

第7条 継続して20年以上会員であり、かつ推挙の時点で満70歳を超え、次の各号の何れかに該当し、理事会が功績顕著と認めた者を、名誉会員とすることができる。

- (1) 本学会の学会誌等に優れた論文を発表するなど、学問的貢献が多である者
- (2) 学会長に就任した経験があり、かつ、理事等の学会役員を多年に亘って務めるなど、学会運営上の貢献が多である者
- (3) その他、本学会で功績顕著な者

(賛助会員)

第8条 賛助会員になろうとする者は、その年度の会費等を添えて所定の入会申込書を提出しなければならない。

(会員資格の取得)

第9条 第6条及び第8条の会員の資格は、会費納入日に取得し、納入後最初に到来する3月末日までとする。

2 名誉会員は、名誉会員となった翌年度より会費を免除される。

(会員の権利)

第10条 会員は、次の権利を有する。

- (1) 本学会の発行する学会誌の無償配布を受けること
- (2) 学会誌等に投稿すること
- (3) 年次学会、その他の事業に参加すること

(会員の義務)

第11条 会員は、会費を納入し、総会の議決を尊重しなければならない。

(資格喪失)

第12条 会員は、次の事由によってその資格を失う。

- (1) 退会
- (2) 会費を2年間納入しなかったとき
- (3) 死亡・失跡宣告または会員である団体の解散
- (4) 第14条による除名処分

(任意退会)

第13条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(処分)

第14条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において出席社員の議決権の3分の2以上による議決を経て、理事長が戒告又は除名することができる。但し、除名するときは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）第49条第2項に定める決議（以下「特別決議」という）による。

- (1) 本学会の名誉を傷つけ、またはこの会の目的に反する行為があったとき
- (2) この定款その他の規定に違反したとき
- (3) その他戒告又は除名すべき正当な事由があるとき

(会費の不返還)

第15条 既納会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(社員の定義)

第16条 本学会に代議員を置く。代議員とは、一般法人法上の社員を意味する。

- 2 代議員は、別に定められた規程により、正会員の中から選任される。
- 3 代議員の任期は、1期3年とし、選任された後、初めて開かれる総会から、次の選挙の後に初めて開かれる総会の終結のときまでとする。
- 4 代議員は、再任を妨げない。

(代議員の解任)

第17条 代議員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の議を経て、総会の特別決議により、当該代議員を解任することができる。

- (1) 心身の健康上の理由のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他代議員としてふさわしくない行為が認められるとき

- 2 前項の規定により解任する場合は、当該代議員にあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う前に、本人が希望すれば当該代議員に弁明の機会を与えなければならない。

(代議員の職務)

第18条 代議員は、総会を組織し、この定款に定める職務を行う。

第4章 総会

(総会の構成)

第19条 総会は、代議員をもって構成する。

- 2 名誉会員は、総会に出席して意見を述べることができる。

(総会の開催)

第20条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。なお、総会は、総代議員の過半数の出席がなければ開催することはできない。

(招集)

第21条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総代議員議決権の5分の1以上の議決権を有する代議員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会を招集することができる。
- 3 理事長は、前項の規定による請求があったときには、4週間以内に総会を招集しなければならない。
- 4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって開催日の1週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第22条 総会における議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

第23条 総会における議決権は、1代議員につき1個とする。

(決議)

第24条 総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別決議をもって行う。
 - (1) 代議員及び会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 やむを得ない理由のため、総会に出席することができない代議員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって決議し、又は他の代議員を代理人として決議を委任することができる。

(議事録)

第25条 総会の議事録について、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名する。

第5章 役員

(役員)

第26条 本学会に次の役員をおく。

- (1) 理事 3名以上
 - (2) 監事 1名以上
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
 - 3 理事長以外の理事のうち若干名を常任理事とすることができる。
 - 4 第2項の理事長をもって、法人法における代表理事とし、第3項の常任理事をもって、法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

第27条 理事は、総会の決議によって代議員の中から選任する。

- 2 監事は、総会の決議によって正会員の中から選任する。なお、監事を2名以上選任する場合には、うち1名を総会の議決によって正会員以外から選任することができる。
- 3 理事長は、理事会の決議によって、理事の中から選任する。
- 4 常任理事は、理事会の決議によって、理事の中から選任することができる。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本学会を代表し、その業務を執行する。
- 3 常任理事は、理事長を補佐し、本学会の業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監事報告を作成する。

- 2 監事は、本学会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第30条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。但し、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。但し、再任を妨げない。

3 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了のときまでとする。

4 理事又は監事は、第26条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第31条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。但し、監事の解任は特別決議による。

(報酬等)

第32条 役員は、原則として無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

第33条 本学会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本学会の業務執行の決定

(2) 理事長及び常任理事の選任及び解任

(開催)

第35条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。なお、理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

2 通常理事会は、毎年4回以上開催する。

3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 理事長以外の理事から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき

(招集)

第36条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第37条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。但し、理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会で定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(決議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規程にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の議決があったものとみなす。

(議事録)

第39条 理事会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、理事長及び出席した監事が記名押印又は署名する。

第7章 常任理事会

(常任理事会)

第40条 本学会は、理事会が決議した業務執行に関する具体策の審議決定及び理事会の審議事項の検討等を目的に、理事会の決議により、常任理事会を設置することができる。

第8章 年次学会

(年次学会)

第41条 本学会は、年次学会を開催する。

- 2 年次学会の開催方法については、理事会で別に定める。

第9章 委員会

(委員会)

第42条 本学会に委員会を設置する。

- 2 委員会については、理事会で別途委員会設置規程を定める。

第10章 事務局

(事務局)

第43条 本学会の事務を処理する為に、事務局を設置することができる。

- 2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。
- 3 事務局に理事長の委嘱によって事務局長及び職員をおくことができる。ただし、事務局長の選任については、理事会の議を経るものとする。

第11章 資産及び会計

(事業年度)

第44条 本学会の事業年度は、毎年9月1日に始まり翌年8月末日に終わる。

(事業報告及び決算)

第45条 本学会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、総会に提出し、第一号の書類についてはその内容を報告し、第二号及び第三号の書類については承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 貸借対照表
- 三 損益計算書

- 2 前項の規程により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を10年間備え置くとともに、定款、役員名簿、代議員名簿及び会員名簿を事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第46条 本学会は、剰余金の分配を行うことができない。

第12章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第48条 本学会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第49条 本学会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第13章 公告の方法

(公告)

第50条 本学会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他のやむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報による。

附則

平成24年12月3日施行

平成25年11月15日改正

平成26年3月29日改正

平成28年11月16日改正